

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人京都産業大学は、働く職員が、仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、「次世代育成支援対策推進法」に基づいた「一般事業主行動計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。

このたび平成 27 年 3 月 31 日をもって、第 2 期の行動計画が終了したこと、また、平成 26 年度文部科学省・科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」の採択を受け、ダイバーシティ推進委員会・ダイバーシティ推進室を設置し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行っています。この取り組みを受け、平成 27 年 4 月に新たに次のように行動計画を策定しました。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 計画内容

目標 1 仕事と子育ての両立支援のために必要な制度の充実

<対策>

- 平成 27 年度 ・保育費支援制度の定着を図る。
・共働き研究者への支援制度の定着を図る。
- 平成 28 年度～ ・仕事と子育ての両立支援に向けて諸制度の見直しを検討し、実施する。

目標 2 メンタルヘルスケアに対する支援の充実

<対策>

- 平成 27 年度 ・出産、育児、介護等にかかる情報提供や相談体制の充実を図る。
・カウンセリング相談室の設置を図る
- 平成 28 年度～ ・カウンセリング相談室の定着を図る。

目標 3 柔軟な勤務体制の確立

<対策>

- 平成 27 年度～ ・所定時間外労働の縮減、年次有給休暇の取得率向上を図る。
- 平成 28 年度～ ・ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備を順次行う。

目標 4 多様な働き方への対応

<対策>

- 平成 27 年度～ ・専任事務職員への登用制度、無期雇用転換制度の定着。
- 平成 28 年度～ ・有期雇用職員の処遇改善を検討する。

以 上